

## 【フランス】男女平等法

海外立法情報課 服部 有希

\* 2014 年 8 月 4 日、男女平等に関する法律が制定され、様々な分野において、大規模な法改正が行われた。これにより、男女平等の一層の促進を図る。

### 1 男女平等のための包括的な法律

戦後、フランスは、政治、経済、社会等の様々な分野で男女平等を促進したが、課題はなお山積している。そこで、各分野の規定を包括的に改正する「男女の真の平等に関する 2014 年 8 月 4 日の法律第 2014-873 号」が制定された。同法の主題は、職業上の男女平等、シングルマザーの保護、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）対策、女性差別の根絶、パリテ（*parité*）（「男女同数」の意）の促進の 5 つに大別される。なお、同法の規定は、法文上は男女を対象とするが、主眼は女性の保護にある。

### 2 職業上の男女平等

(1) 育児のために休職する者に給付する「子の養育分担手当」（*prestation partagée d'éducation de l'enfant: PréParE*）を創設した。両親の公平な責任分担と女性の職場復帰を促すために、同手当の給付期間は、育児休暇を両親が取得すれば、片方の親のみが取得した場合よりも 6 か月長くなる（第 8 条）。

(2) 雇用主に、男女の職業上及び賃金の平等に関する労使交渉を毎年行うよう義務づける（第 4 条）。この義務を怠った企業は、公共調達への応札が禁止される（第 16 条）。

### 3 シングルマザーの保護

(1) ひとり親（主にシングルマザーを想定）の保護強化を目的に、特定の県において、18 か月間、養育費に関する次のような試行を行う（第 27 条）。

- ・現行法では、ひとり親を対象とする家族支援給付（*allocation de soutien familial: ASF*）は、養育費の全部又は一部が支払われていない場合に限り給付される。試行として、養育費が全額支払われている場合であっても、その額が ASF の法定月額（2014 年現在、95.52 ユーロ）を下回る場合には、その差額を給付する。
- ・現行法では、過去 6 か月分の未払いの養育費について、養育費の支払義務を負う者に対して債務を有する第三者に弁済を請求することができるが、試行として、これを過去 2 年分に延長する。また、過去 2 年分と当月分の養育費の弁済のために、養育費の支払義務を負う者の給料に対する差押えも可能となる。

### 4 DV 対策

(1) 保護命令（接近禁止命令等）の発令を迅速にするために、裁判官は、最適な期間内

に保護命令を発しなければならないこととなった。さらに、保護命令の実施期間は、従来、最長4か月間だったが、これを6か月間とした（第32条）。

(2) 同居するDVの加害者への退去命令は、発令されることが少ない。そこで、発令権者（裁判官等）は、被害者に意見を聴いた上で、暴力の再発のおそれがある場合又は被害者が退去命令を望む場合には、これを発令しなければならないとした（第35条）。

(3) 緊急時の警察への通報装置として、DVの被害者に与えられる「非常に重大な危険にさらされた女性のための装置」（*dispositif femmes en très grand danger*）は、2009年から特定の県において試験運用されていたが、今後、全国で本格運用される（第36条）。

## 5 女性差別の根絶

(1) テレビ、ラジオ等の女性出演者の割合が小さく、その役割も二次的であるため、放送事業を監督する視聴覚高等評議会（*Conseil supérieur de l'audiovisuel: CSA*）は、今後、番組において、男女が公平に代表されているか、また、女性像が固定観念、偏見、品位を低下させる印象、暴力、DV等により、貶められていないかを監視する。また、国営放送は、性差別や女性に対する暴力の対策に貢献する番組を放送する（第56条）。

(2) インターネットサービス事業者及びホスティングサービス事業者に対して、これらが管理するデータの中に、性別、性的指向及び性自認を理由とする他者への憎悪を助長する内容があった場合、当局に通報するよう義務づける（第57条）。

(3) 13歳未満を対象とする外見を競うコンテスト（美少女コンテスト等）を禁止し、13歳以上16歳未満を対象とする場合には、事前許可制とする（第58条）。

## 6 パリテの促進

(1) 下院議員選挙では、政党内の立候補者の男女比率の開きが2%を超えると、その政党は政党助成金が減額される。従来、減額率は、この開きの75%であったが、150%となった。例えば、20%の開きがある場合、政党助成金は30%減額される（第60条）。

(2) スポーツ連盟の理事会に占める各性別の割合をそれぞれ40%以上とする（第63条）。

(3) 特定の公企業の取締役会等の男女数の差は1以下とする（第65条及び第66条）。

(4) 企業の取締役会等の男女比率をそれぞれ40%以上とする制度が施行予定であるが（本誌258号（2013年12月刊）pp.22-48参照）、非上場企業については、3会計年度の平均従業員数が500人以上の企業のみが対象であった。この対象を250人以上の非上場企業に拡大し、さらに、施行期日を2020年から2017年に早めた（第67条）。

参考文献（インターネット情報は2014年9月18日現在である。）

- ・ Loi n° 2014-873 du 4 août 2014 pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes.
- ・ Ministère des Droits des femmes, de la Ville, de la Jeunesse et des Sports, *Loi pour l'égalité réelle entre les femmes et les hommes*, Juillet 2014. <<http://www.najat-vallaud-belkacem.com/wp-content/uploads/2014/07/Synthe%CC%80se-Loi-sur-le%CC%81galite%CC%81-re%CC%81elle-femmes-hommes.pdf>>